

# 指導監査ガイドライン

# 指導監査要綱の見直し及び監査ガイドラインの作成・周知について

## <基本方針>

社会福祉法人制度改革を踏まえ、社会福祉法人に対する指導監査については、指導監査要綱を見直すとともに監査内容の標準化を図るための監査ガイドラインを作成し、所轄庁のみならず、法人にも周知を図る。

- ① 法令、通知等で明確に定められた事項に関する監査を行うことを原則とする
  - ※ ローカルルール（地域によって異なる規制や必要以上に厳しい規制）の是正
- ② 法人のガバナンスの強化や情報公開等による法人の自主的・自律的な運営を前提として、監査事項の整理、行政監査と会計監査人監査等との関係の明確化等を行う

➤ 法人にも周知を図ることにより、所轄庁の監査結果について、法人との相互理解を深めることが可能となる。

また、法人の自主的・自律的な運営の下、それぞれの規模・特性に応じ、本監査要綱等を踏まえ、必要な内部規定等の策定や自主点検を実施し、法人自らが適正な運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることが期待される。



## <見直しの方針>

### ①指導監査要綱の見直し (指導監査実施要綱の制定)

- ・ 運営に大きな問題が認められない法人に対する監査の実施周期を延長する。一方、運営に大きな問題があると認められる法人に対しては、必要に応じて指導監査を実施する等、指導監査の重点化を図る。
- ・ 行政監査と会計監査人監査等との関係を整理し、会計管理に関する事項の省略を可能とする等、行政監査の重点化を図る。
- ・ 指導監査の結果に基づいて行う法人への指導方法を整理する。

### ②指導監査ガイドラインの作成

- ・ 抽象的な監査事項の明確化をするとともに、全国の所轄庁の監査内容の標準化を図るため、監査事項毎に、法改正に関する内容を含めた監査事項の「着眼点」等を記載し、「指摘基準」について整理する。
- ・ 法人の指導監査を担当する自治体職員が、監査で確認すべき内容や制度内容の理解を深めることができるものとする。

## 指導監査ガイドラインについて①

指導監査ガイドラインは、所轄庁が「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づいて行う一般監査について、その監査の対象とする事項（監査事項）、当該事項の法令及び通知上の根拠、監査事項の適法性に関する判断を行う際の確認事項（チェックポイント）、チェックポイントの確認を行う際に着目すべき点（着眼点）、法令又は通知等の違反がある場合に文書指摘を行うこととする基準（指摘基準）並びにチェックポイントを確認するために用いる書類（確認書類）を定めるものである。

適用範囲	<p><u>一般監査</u>における確認及び指導は、実施要綱及びガイドラインに定めるところによる。</p> <p>※ <u>特別監査</u>においては、その目的である法人運営に関する問題の内容又は原因等に関連する事項について必要な確認を行う。</p>
監査事項及びその確認に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法改正に伴う監査事項を整理するとともに、法令、通知等で明確に定められた事項を対象とする。</li> <li>○ 抽象的な監査事項の明確化を図るため、監査事項毎の具体的な確認事項（チェックポイント）、着眼点、確認の対象とする書類（確認書類）を追加する。</li> <li>○ 膨大な法令、通知に関する全ての事項を網羅的に確認するものではなく、一般監査において通常確認すべき基本的な監査事項を設定する。ただし、次の事項については、個別の監査事項に加え、法人運営が適正であるかを確認するため必要な範囲で必要に応じて確認ができることとし、複数の監査事項に共通する確認方法等を設定する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>法令、通知又は法人の内部規程を遵守しているか。</u></li> <li>・ <u>経理規程を遵守しているか。</u> <p>※ 経理規程は、法人の内部規程に含まれるが、法人の財務会計に関する基本的な事項を定める法人運営上特に重要な規程であることから、別に記載している。</p> </li> <li>・ <u>会計処理、会計帳簿、計算関係書類について、社会福祉法人会計基準等に準拠しているか。</u> <p>※ これらの事項については、社会福祉法人会計基準等に基づき適正な会計処理を行い、法人の財務状況を正確に表示することは、法人の財務規律の強化や情報公開の観点から特に重要であるため、経理規程等の取扱いとは別に記載している。</p> </li> </ul> </li> </ul>

出典：厚生労働省 社会福祉法人指導監査担当者研修会資料

## 指導監査ガイドラインについて②

<p>確認書類の範囲及び考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監査事項の確認に当たっては、ガイドラインに定める確認書類を用いること。法人がガイドラインに定める確認書類を作成していない場合は、ガイドラインに定める指摘基準の該当性を確認できる既存の別の書類を用いて行うよう努めること。</li> <li>○ ガイドラインは法人に新たな書類の作成を義務付けるものではないため、法令又は通知の根拠なしに特定の書類の作成を求めないこと。</li> <li>○ ただし、法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり（法第24条第1項）、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが適当である。そのため、法人は、法人において確認を要するものとガイドラインに定められている事項について、法令等で特定の文書の作成が義務付けられていない場合であっても、文書等により客観的な説明を行うことができるように努めるべきであること。</li> </ul>
<p>確認結果に基づく指導についての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監査事項ごとに、実施要綱に定める指導（文書指摘、口頭指摘又は助言）を行う基準を具体的に設定する。ただし、次の場合は、指摘基準についても複数の監査事項に共通する指摘基準を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令、通知又は法人の内部規程の違反がある場合</li> <li>・ 経理規程の違反がある場合</li> <li>・ 会計処理、会計帳簿、計算関係書類について、社会福祉法人会計基準等に準拠しない処理等が行われている場合</li> </ul> </li> </ul>



# 令和2年度における動き

## 5 社会福祉法人制度改革について

### (1) 現状・課題

- 平成28年の社会福祉法の改正(※)もあり、社会福祉法人の公益性・非営利を確保する観点から、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等の制度の見直しが行われ、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められている。  
(※)「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年3月31日公布・平成29年4月1日施行)
- 本制度改革からまもなく4年が経過する中、制度の定着を図るとともに、改正法の附則(検討規定)を踏まえ、施行の状況等を把握する必要がある。

### (2) 令和2年度の取組

- 改正法の附則(検討規定)を踏まえた、平成28年改正事項全般の施行状況等の把握と、その結果を受けた検討。
- 昨年12月13日に取りまとめた「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」報告書を踏まえ、**「社会福祉連携推進法人(仮称)」の創設等を検討。**

### (3) 依頼・連絡事項

- **「評議員の経過措置期間の満了に向けた支援」、「電子開示システムを通じた計算書類等の公表」、「地域における公益的な取組の更なる推進」**など、平成28年社会福祉法改正を踏まえた、**社会福祉法人制度改革に基づく社会福祉法人への指導、支援を引き続きお願いしたい。**
- 本制度改革の施行の状況等を把握するため、各種調査をお願いしているところであり、円滑な実施と期限までの提出をお願いしたい。

## 令和元年度末までの評議員の経過措置に係る対応について

チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類
<p>○ 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。</p>	<p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 評議員の数は定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない（法第40条第3項。注）。指導監査を行うに当たっては、在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えているかについて確認する。</p> <p>なお、定款で定めた評議員の員数が定款で定めた理事の員数を超えていればよいということではないことに留意する必要がある。</p>

評議員の必置化に当たって、その員数については、本来「定款で定めた理事の員数を超える数」の選任が必要なところ、平成27年度の収益が4億円以下の法人については、「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第10条に規定する経過措置により、令和2年3月末までの間、4名以上としてきたところ。本年3月末で経過措置期間は満了

令和2年3月末までに、理事会において評議員候補を選定の上、評議員選任委員会を開催し、追加評議員を決定しておくことが必要

# 会計監査人の設置について

チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。</li> <li>○ 会計監査人の設置を定款に定めた法人が、会計監査人を設置しているか。</li> </ul> <p>など</p>	<p>&lt;着眼点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人は定款の定めによって、会計監査人を設置することができる（法第36条第2項）。定款に会計監査人を設置することを定めた法人（会計監査人設置法人）は、会計監査人を設置しなければならない。</li> <li>○ 法人の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化の観点から、特定社会福祉法人（2「内部管理体制」参照）は会計監査人の設置が義務付けられており（法第37条）、定款に会計監査人の設置について定めなければならない。</li> </ul> <p>また、設置義務がない法人も定款の定めにより会計監査人を設置することができ（法第36条第3項）、会計監査人の選任手続や職務内容等は設置義務の有無にかかわらず同一であることから、指導監査を行うに当たっては、特定社会福祉法人が定款に会計監査人の設置を定めているか、特定社会福祉法人を含めた定款に会計監査人の設置を定めた法人が会計監査人を設置しているかを確認する。</p>

会計監査人の設置が義務付けられる法人（以下「特定社会福祉法人」という。）は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人

対象範囲を段階的に拡大予定だったが、現時点では基準の引下げは未定

# 令和2・3年度におけるガイドライン改正にかかるポイント

## 社会福祉連携推進法人

社会福祉事業を安定的に行うために、社会福祉連携推進法人から社会福祉法人への貸付が可能とされており、その原資として、貸付対象ではない社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を認めるとされている。（次ページ参照）

したがって、社会福祉連携推進法人への貸付金の扱い、逆に社会福祉連携推進法人からの借入金の扱いについて、手続き、会計処理等が適正に行われているか という点で指導監査が必要と思われる。その他、社会福祉連携推進法人の社員である社会福祉法人について、手続きや経費支出（会費・業務委託費等）に関する確認項目も追加される可能性。

## 合併・事業譲渡

合併・事業譲渡に係る会計基準の明確化、ガイドラインの改正などが行われることから、当該基準に従った手続きや会計処理が行われているかどうかを、どのようなスキームで確認するのか、という点は検討されているところ。

特に、社会福祉事業でない事業の事業譲渡の場合、所轄庁の認可や承認の必要のないケースがあることから、所轄庁が捕捉できない取引も少なくないと思われる。

取引の適正性については、場合によって（のれんがある場合）価格の妥当性などの確認は困難だが、手続きなどの確認は監査対象・着眼点となると思われる

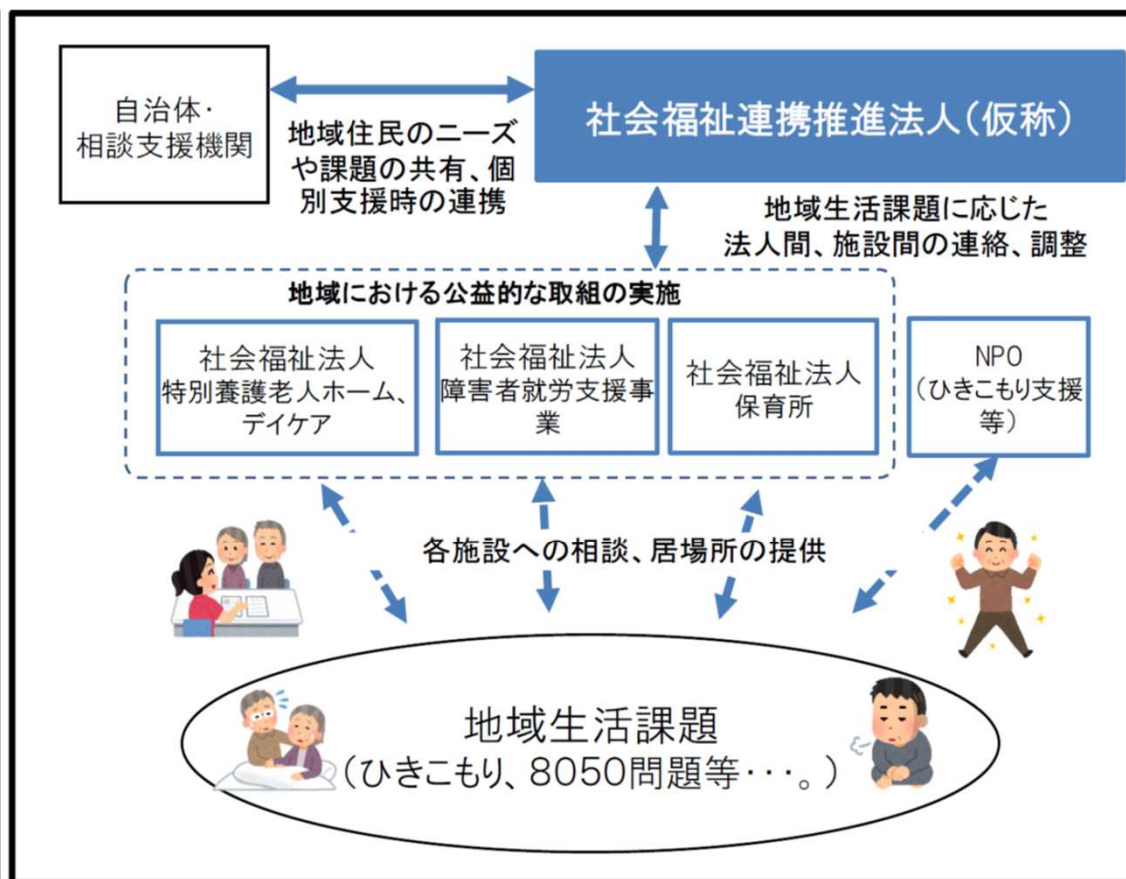
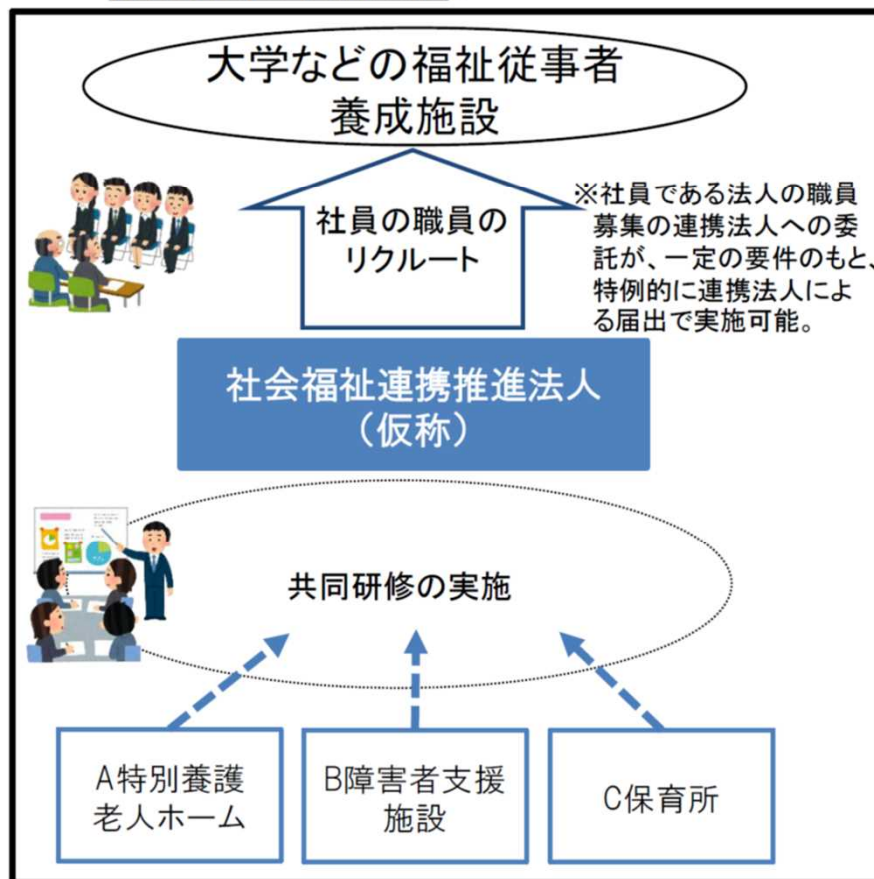


## 社会福祉連携推進法人(仮称)の業務のイメージ

- 地域生活課題や福祉サービスの提供のための課題に対し、社会福祉法人等の連携により対応する選択肢の1つとして制度化。
- 具体的な業務として、「地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援」、「災害対応に係る連携体制の整備」、「福祉人材不足への対応」、「設備の共同購入等の社会福祉事業の経営に関する支援」などが想定される。

(例)社員による職員の人材育成や採用活動の共同実施。

(例)各社員(施設)が連携して、地域の多様な福祉ニーズに対応



## 内部管理体制の整備

チェックポイント	着眼点、指摘基準、確認書類
<p>○ 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。</p>	<p>&lt;着眼点&gt;</p> <p>○ 内部管理体制として決定しなければならない事項は次のとおりであり（規則第2条の16）、指導監査を行うに当たっては、これらの決定がされているかについて確認する。なお、これらの体制の内容は法人の事務処理体制等に応じて法人（理事会）の自主的な判断に基づき決定されるべきものであり、その具体的内容の確認までは要さない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</li> <li>② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</li> <li>③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</li> <li>④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</li> <li>⑤ 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項</li> <li>⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項</li> <li>⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項</li> <li>⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制</li> <li>⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</li> <li>⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</li> <li>⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制</li> </ol>

いわゆる内部統制システムの整備、公益法人制度に倣って導入されたもの。大規模の公益法人や、独立行政法人にも類似の仕組みがある。

# 内部管理体制の概要

## ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務執行に係る情報（理事会、各種委員会議事録、稟議書等）については、理事会規程、●●委員会規程または文書取扱規程等に基づき作成。記録文書は、定められた期間にわたり適時適切に保存・管理。監事は必要に応じこれを常時閲覧。

## ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法人の運営に重大な影響を与えるリスクについては、●●規程を制定し、その事象が予見、または、発生した時は当該規程に則り適切かつ速やかに対応。リスクについては、統括部署を設置して管理（発生時には、統括部署に報告、統括部署から理事会に報告）。

## ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、理事職務権限規程、理事会規程など、職務分掌や決裁権限を規定化。

## ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員が、法令及び定款に適合した職務執行を行うための指針となるコンプライアンス規程を制定し、法令違反その他の不正行為の発生を防止する、内部通報、外部通報等の制度を整備。

## ⑤ ～⑪ 監事の監査業務の適正性を確保するための体制

監事監査規程や組織規程、会議の規程で必要な事項を整備。

# 社会福祉法人の会計管理

# 会計管理に関する指導監査の視点

## 法人経理規程

現行の法令・基準に基づいて整備されたもの・内容となっているか  
拠点区分・サービス区分の設定

## 会計処理・契約手続

会計処理や契約手続は法令・通知等に則り、適正に行われているか

## 計算書類等

決算関係書類（計算書類、附属明細書、注記、財産目録）は正しく作成されているか

## 資金管理等

現金（小口、利用料収入等）の管理は適正に行われているか



# 社会福祉法人会計に特有の規制

## 資金使途制限（社会福祉法第26条）

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

## 資金の法人外流出の禁止（各通知等）

### 子法人所有の禁止 （認可通知※ 別紙1 第2 法人の資産3（2））

なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

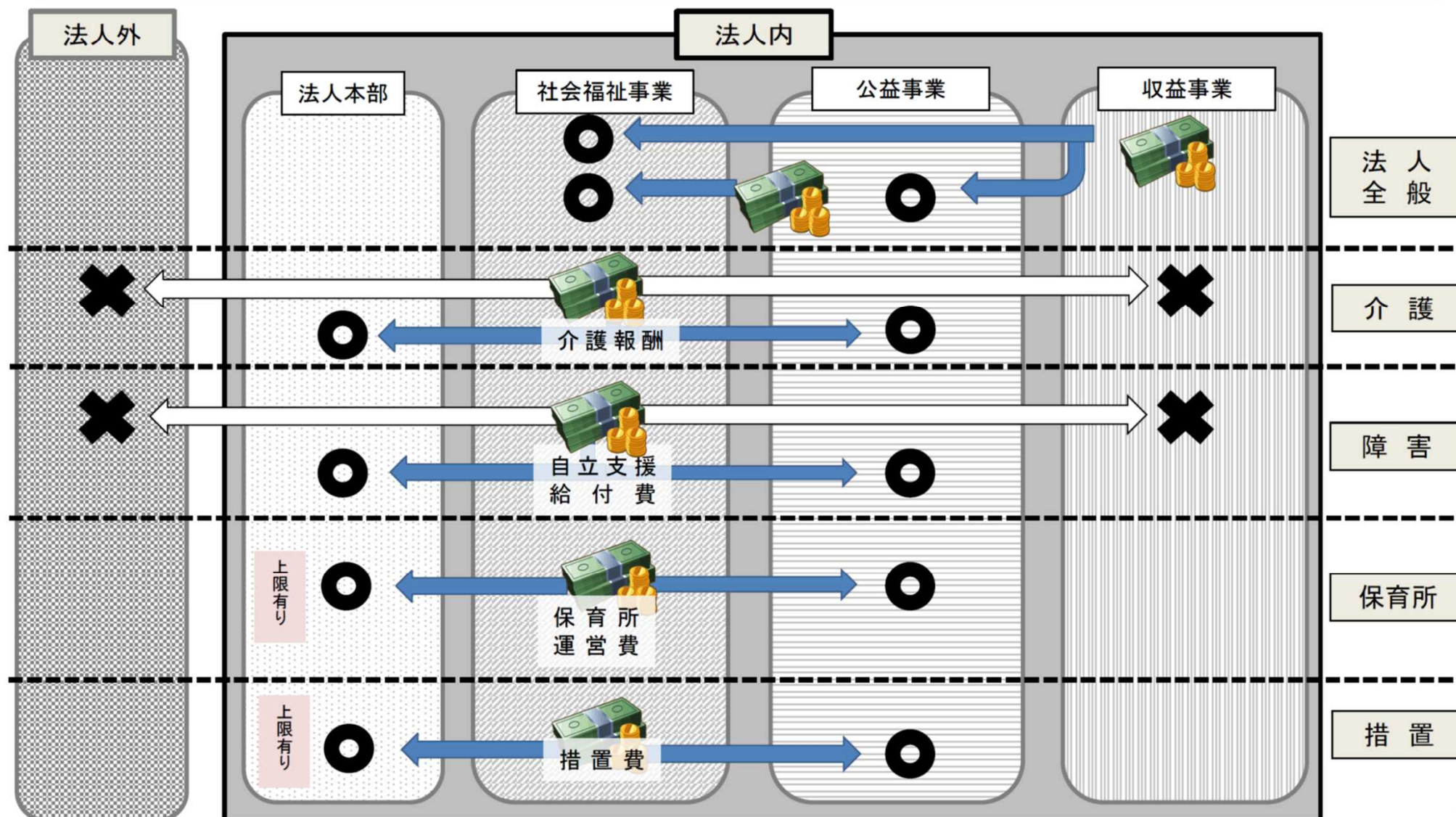
### 基本財産の処分承認 （認可通知※ 別紙1 第2 法人の資産2（1）ア）

基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

※ 「社会福祉法人の認可について（社会福祉法人審査基準・社会福祉法人定款例）」（障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知）

# 社会福祉法人の収入・収益の取扱い

収益事業の剰余金は、社会福祉事業又は公益事業、公益事業の剰余金は社会福祉事業に充てることができる。社会福祉事業の剰余金は法人本部会計又は公益事業に充てることができるが、法人外への支出は認められていない。





## 社会福祉法人全般

- ① 社会福祉法(以下、「法」という。)第26条に規定する収益事業の収益を充てることのできる公益事業(社会福祉法施行令第4条、平成14年厚生労働省告示第283号、平成19年3月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知)
  - 社会福祉事業
  - 法第2条第2項各号及び同条第3項第1号から第9号までの事業であって、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人(政令で定めるものにあつては10人)に満たないもの[法第2条第4項第4号]
  - 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設経営事業、介護医療院経営事業
  - 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士養成施設経営事業
  - 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知)及び「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部企画課、社会・援護局企画課、老人保健福祉局計画課、児童家庭局企画課長連名通知)において例示している事業
- ② 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知)により、公益事業又は収益事業により生じた剰余金又は収益の用途を限定
  - 公益事業における剰余金については、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業にのみ充当
  - 収益事業における収益については、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当
- ③ 法人外への支出
  - 用途(充当先)を限定しているため、これまでの間、明文化はされていないが、公益事業から収益事業及び法人外への支出、収益事業から法人外への支出は禁止しているという取扱い

## 介護関係

- 「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日付厚生省老人保健福祉局長通知)により、介護報酬の用途制限は原則ないが、例外として、次のような経費については充当を禁止
- 収益事業に要する経費
  - 法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費 等

## 障害関係

- 「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付厚生労働省障害保健福祉部長通知)により、自立支援医療費を除く自立支援給付費の用途制限は原則ないが、例外として、次のような経費については充当を禁止
- 収益事業に要する経費
  - 法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費 等

## 保育所関係

## ① 当該年度の運営費及び前年度繰越金の取扱い

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日付内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)により、当該年度の委託費については使途範囲を限定し、前期末支払資金残高(いわゆる前年度繰越金)に関して、当該施設の運営に支障が生じない範囲において、以下の経費について充当を容認

- 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費
- 同一法人が運営する第1種及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費
- 同一法人が設置する子育て支援事業を除く公益事業の運営、施設設備の整備等に要する経費

## ② 法人外への移動

明文化した規定は存在しないが、当該年度の委託費及び前年度繰越金の使途を制限しているため、法人外への支出は認めていない

## 措置施設関係

## ① 当該年度の運営費及び前年度繰越金の取扱い

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知)により、当該年度の運営費等については使途範囲を限定し、前年度繰越金に関して、当該施設の運営に支障が生じない範囲において、以下の経費に充当を容認

- 法人本部の運営に要する経費
- 同一法人が運営する第1種及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費
- 同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費

## ② 法人外への移動

明文化した規定は存在しないが、当該年度の運営費及び前年度繰越金の使途を制限しているため、法人外への支出は認めていない

# 通知体系

## 会計基準省令

### 運用上の取扱い

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」  
(平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)  
(最終改正：平成31年3月29日)

### 運用上の留意事項

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」  
(平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障発0331第2号・老総発0331第4号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知)  
(最終改正：平成31年3月29日)



## 運営費に関する通知

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」  
(平成16年3月12日雇見発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知)  
(最終改正：平成29年3月29日)

社会福祉施設（措置費支弁対象施設）における弾力運用の取扱いを定めるもの  
・ 保護施設、養護老人ホーム、児童福祉施設等

積立金、前期末支払資金残高の充当の扱いについて規定されている

- ・ 積立金を目的以外に使用する場合は、その使用目的、取崩金額等につき、事前に理事会にて承認を得ているか。
- ・ 前期末支払資金残高（繰越金）を取り崩して使用する場合は、理事会の承認を得ているか。
- ・ 前期末支払資金残高の取崩額は、適切な使途に充当されているか。
- ・ 当期末支払資金残高は、当該年度の運営費（措置費）収入の30%以下の保有か。
- ・ 「サービス区分において発生した預貯金の利息等の収入（運用収入）」の充当は適切に行われているか。
- ・ 運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借について、当該年度内に精算は行われているか。

## 特養における繰越金等

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」  
(平成12年3月10日老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知)  
(最終改正：平成26年6月30日)

介護保険移行直前の繰越金・引当金を移行時特別積立金として、その同額を積立預金として現預金と別に計上、その取扱いを規定

介護報酬については、主たる財源とする施設の運営に要する経費など資金の用途については、原則として制限を設けない（収益事業、法人外、高額役員報酬は禁止）

※ 当該指定介護老人福祉施設の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えない。

施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない（介護以外は、年度内に補填）

施設報酬を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬は、高額、多額であってはならない

- 社会福祉法人外への資金貸付はないか。
- 指定介護老人福祉施設に帰属する資金の運用は適正か。
- 施設報酬を財源とする資金の繰入れは適正か。
- 施設報酬を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬は適正か。
- 移行時特別積立金の取り崩しは適切に行われているか。かつ理事会の承認を得て行われているか

※前頁の運営費局長通知は適用されない（軽費老人ホームも本通知を適用）

## 障害者支援施設における繰越金等

「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」  
(平成18年10月18日障発第1018003号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)  
(最終改正：平成19年3月30日)

支援費制度前の平成14年度末までの繰越金・引当金（移行時特別積立金）に係る規定  
自立支援法制度以降、自立支援給付費については、主たる財源とする施設の運営に要する経費  
など資金の使途については、原則として制限を設けない（収益事業、法人外、高額役員報酬は  
禁止）

※ 当該指定障害者支援施設等の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金  
収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資  
金を繰り入れても差し支えない。

自立支援給付費を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ  
一時繰替使用することは、差し支えない（年度内補填）

自立支援給付費を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬は、高額、多額であってはなら  
ない

- 社会福祉法人外への資金貸付はないか。
- 指定障害者支援施設等に帰属する資金の運用は適正か。
- 自立支援給付費を財源とする資金の繰入れは適正か。
- 自立支援給付費を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬は適正か。
- 移行時特別積立金の取り崩しは適切に行われているか。かつ理事会の承認を得  
て行われているか

※運営費局長通知は適用されない

## 私立保育所における委託費の弾力運用

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」

(平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号 内閣府 子ども・子育て本部統括官、厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長通知)

(最終改正：平成30年4月16日)

### 委託費の使途範囲について規定

(科目間流用、積立資産、他拠点・事業への充当、貸付等)

- 委託費を各積立資産に積み立てるにあたって、要件を満たしているか。
- 各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合、事前に協議を行っているか、または理事会の承認を得ているか。
- 貸借対照表上、積立資産と積立金等の合計額が同額になっているか。
- 前期末支払資金残高の経費充当が適正であるか。
- 当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有か
- 社会福祉法人外への資金貸付はないか。
- 委託費の弾力運用について、充当制限を守っているか。
- 貸付金は年度内精算されているか など



## 各種別毎の施設における資金等の取扱いの現状

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会（第5回）

2019年11月29日

参考資料2

(注)○は使途に制限なし。△は限度額又は条件あり。×は不可。

		社会福祉事業区分(本部含む。)								公益事業区分への繰入	収益事業区分への繰入	法人外支出	
		人件費・事業費・管理費各科目間の流用	施設整備等の借入の償還	積立金の積立	同じ種別の社会福祉事業の拠点への繰入(※9)	異なる種別の社会福祉事業の拠点への繰入(※9)	同じ種別の社会福祉事業の拠点への貸付(※9)	異なる種別の社会福祉事業の拠点への貸付(※9)	法人本部への繰入				〔参考〕前期末支払資金残高の使用が認められる範囲
利用契約	介護老人福祉施設(介護報酬)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	経常活動収支差額が黒字かつ当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲(※8)												
指定障害者支援施設(自立支援給付費)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	経常活動収支差額が黒字かつ当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲(※8)												
委託	保育所(委託費)	△ (※2【条件2】)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×
			処遇改善等加算Ⅰ基礎分相当額を限度 保育所等(※3【条件3】)及び社会福祉施設等(※4【条件4】) 委託費の3か月分を限度 保育所等及び子育て支援事業(※4【条件4】)(※5)	・人件費積立金 ・修繕積立金 ・備品等購入積立金(※2【条件2】) ・保育所施設・設備整備積立金(※3【条件3】)(※7) 社会福祉施設等(※4【条件4】)(※7) 保育所等及び子育て支援事業(※4【条件4】)(※5)	運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度(※4【条件4】)	運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度(※4【条件4】)	△ (同一年内) やむを得ない場合	△ (同一年内) やむを得ない場合	運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度(※4【条件4】)	①当該施設の運営費の補填 ②法人本部の運営費 ③社会福祉事業及び子育て支援事業 ④公益事業	運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度(※4【条件4】)	×	×
措置	措置施設(措置費)	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×
			民改費加算相当額を限度(※1【条件1】)	・人件費積立金 ・施設整備等積立金(※1【条件1】)	運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度(※1【条件1】)	運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度(※1【条件1】)	△ (同一年内) (※1【条件1】)	△ (同一年内) (※1【条件1】)	運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度(※1【条件1】)	①当該施設の運営費の補填 ②法人本部の運営費 ③社会福祉事業 ④公益事業	運用収入+前期末支払資金残高(※6)を限度(※1【条件1】)	×	×

(※1【条件1】) 適正な法人・施設運営の確保等、財務諸表の公開、第三者評価又は苦情解決の取組を実施  
(※2【条件2】) 基準遵守・適正な人件費運用・給食や日常生活・適切な児童の処遇及び役職員の資質の向上の取組を実施  
(※3【条件3】) 【条件2】の取組に加え、延長保育等の取組を実施  
(※4【条件4】) 【条件3】の取組に加え、財務諸表の公開、第三者評価又は苦情解決の取組を実施及び処遇改善等加算Ⅰ賃金改善要件の充足  
(※5) 土地の取得に要する経費に係るものを含む。

(※6) 前年度措置費及び委託費収入の30%以下  
(※7) 借入償還と合わせて処遇改善等加算Ⅰ基礎分相当額を限度。【条件3】の取組に加え、【条件4】を満たす場合、施設・設備整備積立金に充てる限度なし。  
(※8) 居宅サービス等や、指定障害者支援施設等の事業への資金の繰入れは、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲で可  
(※9) 介護報酬、自立支援給付費、保育所委託費、措置費の資金の範囲内・外によって区別している。  
(※10) 社会福祉事業と一体的に実施している公益事業は、社会福祉事業会計と一体的に会計処理を行うことが認められている。



# 貸付金の扱い

貸付金は、年度内精算が原則（例外は介護保険サービス事業間の貸付）



「事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書」に年度内精算すべき貸付金・借入金があったらNGとなる

注1) 特養や障害GHは、介護保険サービス、障害福祉サービスの代表例として記載（次ページも同じ）

注2) 上記のイメージ以外に、その他の社会福祉事業、公益事業、収益事業への貸付も可能（年度内精算）

# 繰入金の扱い

繰入金は、各事業における取扱い・要件が異なる



- ①事業活動資金収支差額に資金残高あり（1円以上）
- ②当期資金収支差額合計に資金不足がない（0円以上）を満たす範囲内の金額



- ①運用収入
- ②前期末支払資金残高（前年度措置費・委託費収入の30%以下）の範囲内で人件費や経費に充当

※ 適正給与水準、職員資質向上、延長保育等の事業の実施、質のサービス向上取組み等各種要件を満たしていることが前提



- 当期資金収支差額合計に資金不足がない（0円以上）を満たす範囲内の金額



- ①経常活動資金収支差額に資金残高あり（1円以上）
- ②当期資金収支差額合計に資金不足がない（0円以上）を満たす範囲内の金額

注2) 上記のイメージ以外に、その他の社会福祉事業、公益事業への繰入も可能（収益事業へは不可）

## 預り金の扱い

預り金については、大きく2種類ある

- ・長期預り金…固定負債でケアハウス等における入居者からの管理費等預り金をいう

ケアハウスの管理費収益には、一括徴収と月々徴収があるが、長期にわたる管理費収益を一括して前受けした場合、長期預り金と同額の「長期預り金積立資産」を計上。以後、徐々に償却していく。

- ・預り金…利用者預り金など、職員以外の者からの一時的な預り金

適切な預り金管理の体制を整備しておくことが、リスク管理上必要。

職員の着服などの話を聞く。

統制が効き、モニタリングできる体制をとっておくことが必要。

(複数名での管理、牽制機能をもたせる。預金、現金残高を責任者が定期的に確認等)